

# メタバースにおける紛争についての一考察

## — 3D アバターへの名誉毀損を手がかりに —

○氏名 馮茜 Feng Xi、氏名 赤坂亮太 Ryota AKASAKA

**Keywords** : メタバース、国際私法、準拠法、国際裁判管轄、名誉毀損

### 1 目的

3D アバターへの名誉毀損による情報開示請求事件の裁判例が出るなど、仮想空間における紛争が顕在化している。このような紛争の解決にあたって現在は現実の人や状況に立脚した判断がなされている。しかしながらメタバースの特徴からはこのような判断がアウトプットの正当性(c.f. **Paieiment 2013**)の観点からは議論の余地がある。本報告ではアバターへの名誉毀損を手がかりに、国際私法の観点から仮想空間における紛争解決の問題点を抽出・検討する。

### 2 方法

3D アバターへの名誉毀損の事例を手がかりに、国際私法の観点、特に通則法・民訴法の解釈論からメタバース上の名誉毀損に関する法的問題を抽出する。その上で、紛争解決のあり方について検討する

### 3 結果

以下の点が国際私法上の問題点として明らかになった。

- ・準拠法：名誉毀損について被害者の常居所地法（通則法 19 条）が原則適用され、明らかにより密接な関係がある地（20 条）（例えば利用規約の準拠法）があればそちらが準拠法となる。19 条についてメタバース上での社会的評価の低下が被害者本人の常居所地での社会的評価の低下より重大でメタバース上での活動が常居所地と切り離されている場合、保護法益の観点から問題がある。また相互運用可能なメタバースにおいて 20 条における密接な関係がある地はどこか不透明である。
- ・国際裁判管轄：民訴法 3 条の 3 第 8 号の不法行為地は加害行為による直接の結果が発生した地と解される。インターネット上の名誉毀損について、当該記事が日本国内でも閲覧可能な状態であることをもって結果発生地を日本と認めつつ、民訴法 3 条の 3 第 9 号の「特別な事情」により訴えを棄却した事例がある（東京地判平成 25 年 10 月 21 日）。相互運用性のあるメタバースでは、この「特別な事情」に関して「証拠の所在地」などの判断枠組みが不透明である。
- ・国際的な執行：何らかの法的判断がなされたとして現実的な執行の困難さがある。例えば、外国企業に対し利用者のアカウント停止を命じたとして、このような判決は相手方が所在する国にも有効なものにするためにその国で承認・執行しなければならない。しかし、現状では外国判決の承認・執行の要件が国によって異なり、国ごとに対応が異なり、国際的な執行は簡単とはいえない。

### 4 結論

以上から、国境を越える 3D アバターへの名誉毀損に係る法的問題の現状と課題を把握できた。問題はメタバースが経済活動も含む生活のための空間となっていること、相互運用性が各国法の間を複雑にする点による。各国の司法による判断とともに、ガイドラインや原則等の非国家法、当該空間上の問題を解決するための ODR 等の活用が期待される。

#### 【主要参考文献】

出口耕自「第 19 条（名誉または信用の毀損の特例）」櫻田嘉章・道垣内正人『注釈国際私法第 1 巻』（有斐閣，2011）479 頁。

中村知里「インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄-日本法における解釈の検討を中心に」国際私法年報第 21 巻 124 頁（2020）